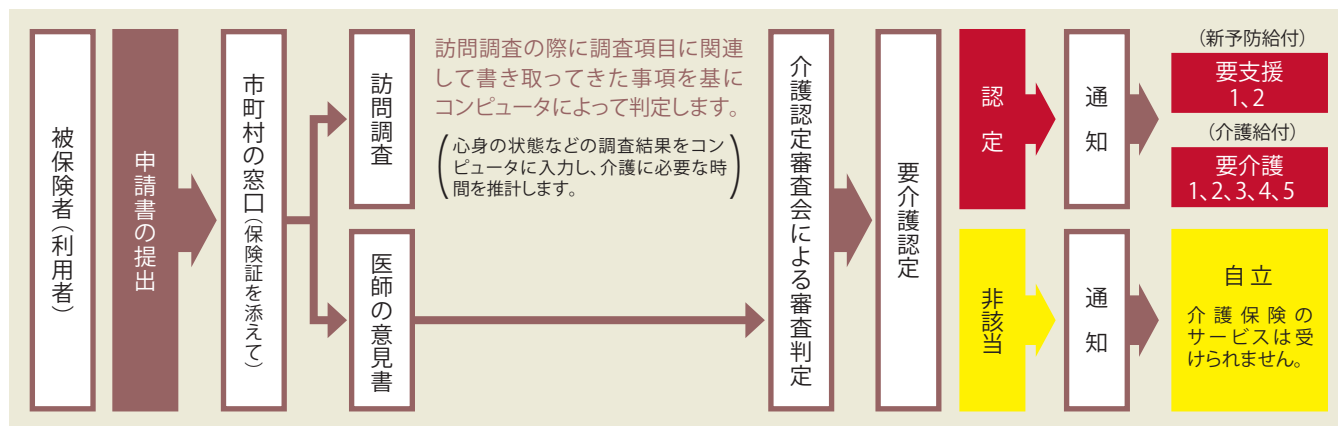


# 介護保険による「福祉用具の貸与・購入制度」のご案内

介護保険制度を利用するには「要介護認定」が必要です。  
 そのためには本人あるいはご家族の方が「介護保険給付の申請」を行ってください。

介護保険で福祉用具のレンタルサービスを受けられるためには介護保険制度による「要介護認定」が必要です。  
 制度の内容と、サービスを受けられるまでの手順は以下のとおりです。

- ① 運営主体 介護保険制度の運営主体(保険者)は、市町村・特別区です
- ② 加入する方 第1号被保険者／65歳以上の方 第2号被保険者／40～64歳までの医療保険に加入している方
- ③ 対象者 第1号被保険者／寝たきりや認知症等で、常に介護を必要とする状態の方(要介護状態)  
常時介護までは必要としないが、家事や身じたく等日常生活に支援が必要な状態の方(要支援状態) 第2号被保険者／初老期認知症、脳血管疾患など老化が原因とされる16種類の病気により要介護状態や要支援状態となった方
- ④ 保険料の支払い 第1号被保険者／原則として老齢・退職年金からの天引き 第2号被保険者／加入している医療保険の保険料に上乗せして一括納入
- ⑤ サービス内容 在宅サービス／訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、訪問入浴介護、日帰介護、通所リハビリテーション、短期入所介護、福祉用具の貸与・購入、住宅改修、その他 施設サービス／介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設(老人保健施設)、介護療養型医療施設(療養型病床群等)
- ⑥ 利用手続き



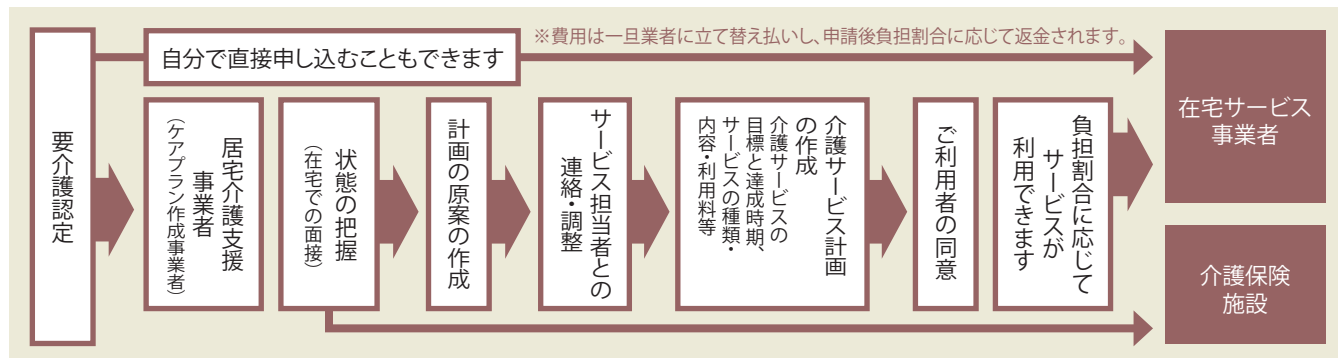
## ● 要介護認定の目安と利用限度額

使用可能な単位数 基本的には1単位10円で計算されますが、地域とサービスによって高くなる場合があります。(10円～約11円)

地域包括支援センターが窓口です	要支援1	日常生活は、ほぼ自分でできるが、今後要介護状態になることを予防するために、少し支援が必要。	5,032 単位
	要支援2	日常生活に少し支援が必要だが、介護サービスを適応すれば機能の維持、改善が見込める。	10,531 単位
居宅支援事業所が窓口です	要介護1	立ち上がりや歩行がやや不安定。日常生活はおおむね自立しているが、排泄や入浴などに一部介護が必要。	16,765 単位
	要介護2	立ち上がりや歩行が自力では困難。排泄や入浴にも一部または全介助が必要。	19,705 単位
	要介護3	立ち上がりや歩行が自力ではできない。排泄・入浴・衣服の着脱などにも全面的な介助が必要。	27,048 単位
	要介護4	生活全般で能力の低下が見られ、排泄・入浴・衣服の着脱に全面的、食事に一部介助が必要。介護なしでは日常生活が困難。	30,938 単位
	要介護5	生活全般にわたり、全面的な介助が必要。意思の伝達が困難。介護なしでは日常生活が不可能。	36,217 単位

●認知症の度合いによっても介護度が変わります。問題行動・理解の低下が基準となりますが、調査員やお医者さんの前ではしっかり受け答えできるので困っておられるという話をよく聞きます。介護しておられる方が正確に事実を伝えることが肝要かと思えます。

## ⑦ ケアプランの作成からサービスを受けるまで(介護給付)



※詳しくは、ウイズケア担当者までお気軽にご相談ください。